

令和6年7月8日  
滋賀労働局

甲賀公共職業安定所における求人者マイページへの誤送信による個人情報の漏えいについて

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）は、甲賀公共職業安定所（以下「甲賀所」という。）において発生した個人情報の求人者マイページへの誤送信について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要等についてお知らせします。

## 記

### 1 概要

甲賀所において、ハローワークシステムにより紹介状を作成する際、端末の画面が別人の求職詳細画面であることに気づかないまま紹介状を誤作成し、求人者マイページに別人の氏名等が誤送信されたもの。

求人者マイページには、求職者氏名等が掲載されていた。

### 2 経緯

- (1) 令和6年5月16日開庁前、職員Aは、来所される予定であった求職者Bについて、ハローワークシステム（以下「HWS」という。）で求職詳細画面を表示し、来所された際の相談内容の検討を行った。
- (2) 同日開庁後、求職者Cが来所し、受付で事業所Dの求人票を提示し紹介を受けたいと申し出たため、職業相談窓口の職員Aが対応することとなった。このとき、職員AのHWSの画面に求職者Bの求職詳細画面が表示されたままとなっていた。
- (3) 職員Aは、求職者Cが希望する求人について内容確認の上、事業所へ架電し、面接日時の確認ができたためHWSで紹介状発行処理を行ったが、事業所Dに対して求職者Cの紹介状を作成すべきところ、誤って求職者Bの紹介状を作成した。
- (4) 職員Aは、求職者Cに紹介状を手交する前に作成誤りに気づき、出力された紙の紹介状は直ちに廃棄。改めて求職者Cと事業所Dの紹介状を作成の上、求職者Cに手交した。
- (5) 同日、事業所Dより甲賀所へ入電し、「求人者マイページを確認したところ、求職者C以外にもう一人紹介を受けていることになっているがどういうことか」と問い合わせがあり、事業所Dの求人者マイページへの誤送信により求職者Bの個人情報の漏えいが発生したことが判明した。
- (6) 事業所Dからの受電後、職員Aは直ちに求職者Bの紹介記録を抹消した。

- (7) 漏えい発生が判明した時刻に求職者Bが来所していたため、所長から事案を説明するとともに謝罪を行った。
- (8) 同日、管理課長から事業所Dへ架電し、謝罪を行った。架電中に事業主に同社求人者マイページを確認いただき、マイページからすでに求職者Bの氏名は削除されていることを確認いただいた。二次流出がないことを確認し、知りえた個人情報について今後も口外しないでいただくよう依頼した。

### 3 発生原因等

- (1) HWS画面での本人確認が不十分なまま操作を行ったこと。
- (2) 複数案件の同時処理は行わないという基本動作が徹底されていなかったこと。

### 4 再発防止策

- (1) 甲賀所における対応
  - ① 令和6年5月17日、20日所長から全職員への事案説明と注意喚起を行い、「個人情報保護に関する研修テキスト」の緊急点検の実施を指示した。
  - ② 新たに「職業紹介時の個人情報漏えい対策4か条」を作成し、職業相談窓口配置されている職員全員に配付。複数案件の同時処理を避けることを明記した。窓口相談中は常時目に触れる位置に掲示するよう指示した。
- (2) 労働局における対応
  - ① 令和6年5月17日、職業安定課長から各公共職業安定所長に対して事案の概要を共有するとともに、個人情報を取り扱う際の確認の徹底を指示した。
  - ② 令和6年5月20日開催の令和6年度第1回労働基準監督署長・公共職業安定所長会議において、局長及び総務部長から各労働基準監督署・公共職業安定所長に対して事案の概要を共有するとともに、個人情報を取り扱う際の確認の徹底を指示した。
  - ③ 労働局職業安定部職員が甲賀公共職業安定所を訪問し、個人情報保護取り扱いに対する緊急点検及び研修を実施する。

【担当】  
滋賀労働局職業安定部職業安定課  
課長 杉本 一弥  
課長補佐 串谷 浩  
電話 077-526-8609